

SABO NEWS LETTER

第 155 号【発行日】令和 5（2023）年 1 月 6 日(金)【発行】(一社)全国治水砂防協会

目 次

1. 目 次 1
2. 国土交通省砂防部長より新年のご挨拶 2
3. (一社)全国治水砂防協会理事長 新年の挨拶 3
4. 国土交通省砂防部提供資料 4
5. 令和 5 年度 国土交通省水管理・国土保全局関係予算決定概要 7

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長より新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

会員のみなさまにおかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。昨年は砂防行政の推進に多大なるお力添えをいただき誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしく願います。

さて、年末に令和5年度予算の政府原案が閣議決定されました。土砂災害対策を含めた水管理・国土保全局予算については前年度当初を上回る予算確保により、先に成立した令和4年度補正予算による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算と合わせた一体的な執行により、土砂災害対策を強力に推進していくことになります。一連の予算確保は会員のみなさまの絶大なるご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。昨年11月15日の全国治水砂防促進大会は、昨年を上回る467名の市町村長さん、代理を含めて240名の国会議員の先生方などおよそ1,300名の方々に参加いただきました。力強い大会提言の採択とその後の各方面への要望・要請活動をいただきました。このほか全国各地での砂防事業促進に向けた様々な取り組みが、この予算確保につながりました。本当にありがとうございました。

また、令和5年度の地方整備局及び北海道開発局の定員につきましても100名の純増となり、大規模災害からの復旧・復興や、災害発生時のTEC-FORCEの活動に加え、防災・減災、国土強靱化に向けた体制強化が図られることとなりました。引き続き地方整備局等職員の訓練や研修等によるスキルアップに努めてまいります。ご支援に心より感謝申し上げます。

次に、令和5年度砂防関係予算での新規の取り組みです。従来から進めてきた「まちづくり連携砂防等事業」では、砂防事業の計画とまちづくり計画を一体的に検討することによる施策の充実・強化を図ります。具体的には、まちづくり計画に砂防関係施設の整備に関する具体的な方針が明記され、移転すべき箇所に対して土砂災害防止法に基づく移転等の勧告を行う計画が記載されている居住誘導区域等においては、重点的な施設整備を推進していきます。拡充内容としては、事業対象区域を、居住誘導区域に加え、立地適正化計画や立地適正化の方針または市町村管理構想において地域生活拠点として位置付けられた区域にまで拡大していきます。さらに、まちづくり連携砂防事業における急傾斜地崩壊対策事業のかけ高要件を「10m以上」から「5m以上」に拡充していきたいと考えています。みなさんから強く要望をいただいていたかけ高10m未満箇所への事業導入を可能にした画期的なものとなります。

昨年の全国からの土砂災害報告は12月23日時点で788件で、災害により2名の方がお亡くなりになりました。事前防災で整備された砂防堰堤が土石流や流木を捕捉し、災害の防止・軽減に役立った事例と、日頃の訓練が実際の避難行動に結びつき人的被害が回避された事例も報告されています。

土砂災害対策には言うまでもなくハード・ソフト両面からの事前防災対策が重要です。現在進めている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとして、ハード対策として保全効果の大きい砂防関係施設を1基でも多く1年でも早く完成させることで、確実に「いのち」と「暮らし」を守っていきたくと考えます。また、ソフト対策に関しても住民の皆さんに身の周りの土砂災害リスクを知っていただき、緊急時の行動をあらかじめ考えていただき、早めの避難行動につなげていただく取り組みを進めていく所存です。会員のみなさまのご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、会員のみなさまにとりまして令和5年が実り多き年となりますことをご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

(一社)全国治水砂防協会理事長 新年の挨拶

“謹賀新年”

新しい年を迎えました。今年の干支は癸・卯（みずのと・う）です。今までの努力が着実に実を結び、成長し、大いに飛躍する良い年であるとされております。協会も大いに飛躍できますよう努力して参ります。引き続きご支援・ご指導のほど、お願い申し上げます。

さて、来年度の予算ですが、2頁の砂防部長挨拶や添付資料にありますように、しっかりと必要な予算等を確保できております。これも、昨年11月15日の「全国治水砂防促進大会」やその後の要望会にご尽力賜りました皆様のおかげであります。心から感謝申し上げます。

ご承知のように、昨年12月には寒波が襲来し、日本海側の地域や北海道の一部地域では豪雪による被害が発生いたしました。これからますます寒い季節になりますので今後の気象条件が心配されます。被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。また、同じ時期にアメリカのニューヨーク北部などでは爆弾低気圧による歴史的とも言えるクリスマス寒波が起こり、多くの被害が出ております。北極の氷が溶けて冷たい水が海に流出した影響とも言われておりますが、これも気候変動による気象の極端現象の一例のように感じられます。

わが国においても、予算が確保できているこの時期に国土を強靱化する努力が必要です。残念ながら、近い将来、気象の極端現象が発生し、災害が発生する可能性が高まってきております。ハード対策のみでなくソフト対策を含め、地域ぐるみで防災力を上げていく必要があります。当協会では来る2月17日に「砂防および地すべり防止講習会」を開催いたします。防災の第一線でご活躍中の講師をお招きいたしました。防災力を高める多くの学びがあると確信いたしております。多くの皆様にご参加いただけますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして、希望に満ちた良き年になりますよう祈念申し上げます。

令和5年1月6日
一般社団法人 全国治水砂防協会
理事長 大野 宏之

令和4年 全国の土砂災害発生状況(12月23日時点)

土砂災害発生件数
788件

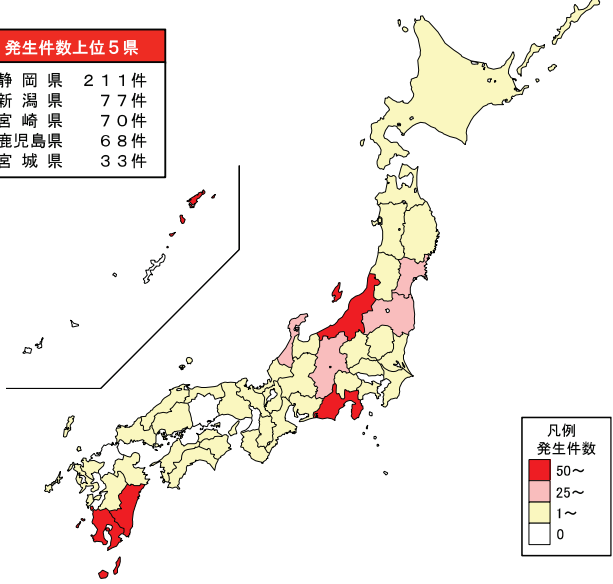
土石流等：198件
 地すべり：39件
 がけ崩れ：551件

【被害状況】
 人的被害：死者 2名
 負傷者 6名
 家屋被害：全壊 31戸
 半壊 34戸
 一部損壊 219戸



発生件数上位5県

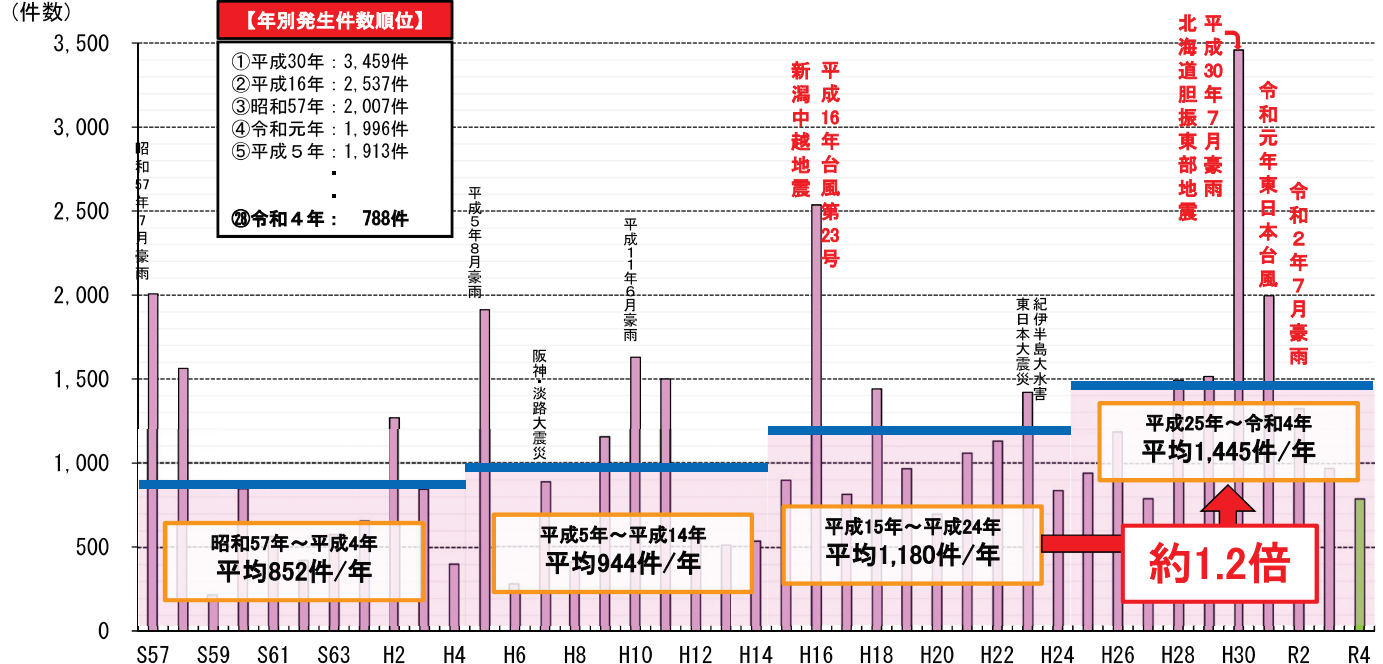
静岡県	211件
新潟県	77件
宮崎県	70件
鹿児島県	68件
宮城県	33件



近年の土砂災害発生状況

- 近10年（H25～R4）の土砂災害発生件数（年平均）は、それ以前の発生件数と比較し**約1.2倍に増加**
- 令和4年は、42の道府県で788件の土砂災害が発生し、死者2名、人家被害284戸の被害が生じた。

土砂災害発生件数の推移(S57-R4)



※令和4年の件数は12月21日時点の速報値であり、今後変更する可能性があります。

令和5年度予算決定概要（水管理・国土保全局）

- 令和4年8月の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、堤防・遊水地・ダム等の整備に加え、特定都市河川の指定拡大、内水対策、避難対策の強化等、ハード・ソフトの取組の強化とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策、水辺空間の良好な環境の創出等による地域活性化の取組を推進するとともに、防災・減災対策を強力に進めるDX、カーボンニュートラルの推進に資するGXの取組を総合的に推進する。
 - ・流域治水の本格的実践「継続と深化」
 - ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
 - ・防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進
 - ・ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進
 - ・水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

一般会計予算	令和5年度	令和4年度	対前年度伸率
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 算	9,710	9,517	1.02
治 山 治 水	8,688	8,654	1.00
治 水	8,518	8,484	1.00
海 岸	170	170	1.00
住 宅 都 市 環 境 整 備	249	249	1.00
下 水 道	773	614	1.26

※上記計数には、(1)デジタル庁一括計上分を含まない、(2)個別補助化に伴う増分331億円を含む。

社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 ※	13,805	13,973	0.99
う ち 防 災 ・ 安 全 交 付 金	8,313	8,156	1.02

※社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の合計額 国土交通省全体の金額であり、砂防関係はこの中の内数 **3**

1. 流域治水

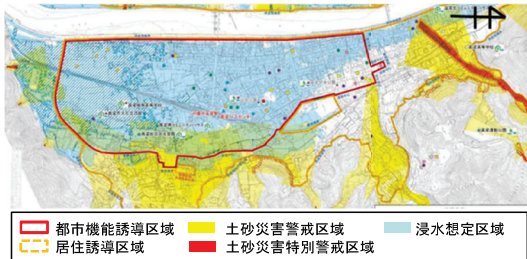
防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進

- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が進み、土砂災害のリスクが「見える化」され、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくり可能となった。
- 土砂災害リスクに関する情報を適切に共有し、そのリスク情報に基づいて砂防事業の計画とまちづくりの計画を一体的に検討することで、まちづくりと連携した土砂災害対策を推進する。

砂防事業の計画とまちづくりの計画の連携強化

【土砂災害リスクをかかえた地域の課題】

居住や公共公益施設の維持・誘導を図ろうとするも、安全な土地が少ないため、土砂災害対策を行わなければ計画的なまちづくりができない地域が多く存在。



【土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進に向けた取り組み】

まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な策定や、移転等によるリスク回避を推進しつつ、「まちづくり連携砂防等事業」を拡充し、居住や公共公益施設の維持・誘導を図ろうとする区域を重点的に保全

- ・「砂防事業と防災まちづくりの連携のための情報共有等の推進」に関する通知(都市局・住宅局・砂防部 R4年6月)を发出。
- ・「移転の勧告の基本的な考え方」の改定に関する通知(砂防部 R4年11月)を发出。

新規事項 「まちづくり連携砂防等事業」の拡充

【採択要件の改正】

「まちづくり連携砂防等事業」を拡充し、まちづくりに関する計画に、
 ・砂防関係施設の整備に関する具体的方針
 ・リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
 ・移転すべき箇所に対して土砂法に基づく移転等の勧告を行う計画が記載されている居住誘導区域等においては、重点的な施設整備を推進

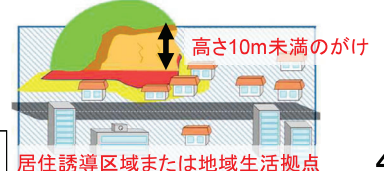
(拡充事項① 事業対象区域の追加)

事業対象区域を、居住誘導区域に加え、立地適正化計画や立地適正化の方針または、市町村管理構想において地域生活拠点として位置づけられた区域にまで拡大



(拡充事項② 急傾斜地崩壊対策事業におけるがけ高要件の拡充)

「まちづくり連携砂防等事業」における急傾斜崩壊対策事業のがけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充



1. 流域治水

気候変動を踏まえた土砂災害対策の推進

- 気候変動の影響に伴う豪雨の増大による、土砂・洪水氾濫の頻発化を踏まえ、高リスクエリアの抽出を進めるとともに、土砂・洪水氾濫対策に適した施設配置計画への見直しと施設整備を推進。
- また、同一地域内での土砂災害と洪水氾濫の重複発生リスクの増加に対し、砂防事業と河川事業を連携して実施し、複合災害に対する地域の早期安全性確保を図る。

土砂・洪水氾濫対策の推進

○ 土砂・洪水氾濫の高リスクエリアの抽出

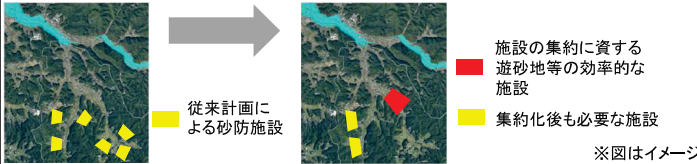
土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)に基づき、土砂・洪水氾濫の高リスクエリアを抽出する。

土砂・洪水氾濫の高リスクエリアとなる条件

発生ポテンシャル	被害ポテンシャル
・過去に土砂・洪水氾濫が発生した流域	・保全対象がある
・近年、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する溪流	土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)

○ 土砂・洪水氾濫リスクを踏まえた施設配置計画を策定し、重点的な対策を実施。

施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備することで、砂防施設の集約を図る。



従来計画：上流域の土砂流危険渓流に集中的な施設整備
見直し後：効率的な施設を配置する一方で、上流域の土砂流危険渓流はまちづくりと連携し移転を推進

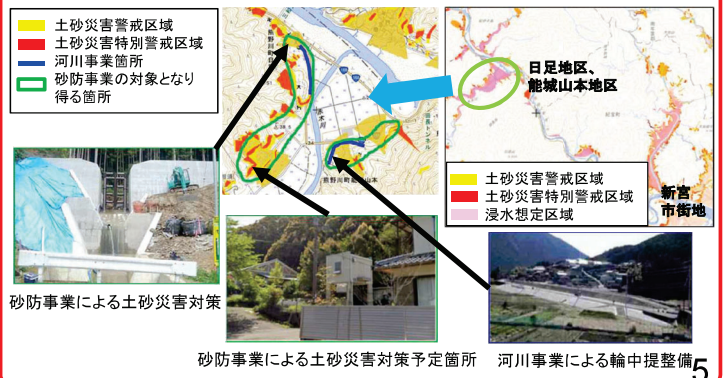
複合災害リスクに備えた土砂災害の推進

○ 複合災害リスクを有する箇所における重点的対策

河川事業と砂防事業で一体的に対策を実施することにより、地域の安全度向上のみならず、当該自治体における今後の地域づくりへの支援にもつながることが期待される。

そこで、令和5年度より「土砂災害と洪水氾濫の発生リスクが重複している地域において実施する、河川事業と連携した土砂災害対策事業」を「防災・安全交付金の重点配分対象」に設定

砂防事業と河川事業で連携した事業イメージ



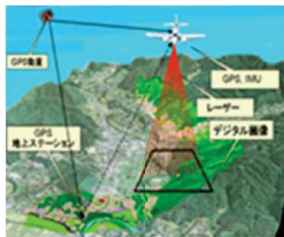
【参考】林野部局との連携による流域流木対策の推進

- 効率的、効果的な流木対策のため、林野部局と連携し、流域全体で一体的に流木対策を実施する必要がある。
- 流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定、計画に基づき林野・砂防の両部局が連携して流木対策を実施することにより、流木被害を防止・軽減する。

従来までの連携と連携強化に向けた取り組み

○ 連携強化に向けた取り組み

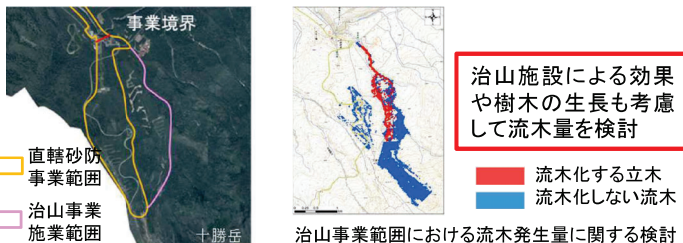
- ① 従来までの連携を発展させ、「流域流木対策」を実施するための「流域流木対策実施要領」を通知(林野庁、砂防部 R4年1月)。
- ② 個別補助事業「大規模特定砂防等事業」を拡充(R4年4月)し、事業メニューに流域流木計画に基づく流木対策を追加。



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

○ 流域流木対策の始動

令和4年度より、北海道美瑛町に位置する美瑛川における直轄砂防事業において、林野庁と協働で策定した流域流木対策計画に基づく流木対策を開始。



流域流木対策の拡大

○ 流域流木対策の効果

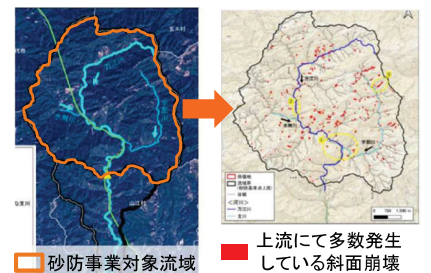
美瑛川における直轄砂防事業では、治山事業を考慮した流木対策必要量の再検討を実施

治山事業を考慮したことにより、
対策が不必要となった流木量 = 11.98千m³

治山事業を考慮することにより、**事業費の縮減と、事業期間の短縮**が図られ、**早期の安全確保**が可能となる。

○ 都道府県事業における流域流木対策の展開

令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した熊本県山江村に位置する万江川にて、治山事業と連携し、流域流木対策計画の策定に向けて検討中



今後、更なる拡大に向けて、上記の実績の横展開を図るとともに、林野庁との定期的な意見交換を実施。

令和5年度

水管理・国土保全局関係
予算決定概要

令和4年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

令和5年度予算の基本方針

基本方針

令和4年8月の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、堤防・遊水地・ダム等の整備に加え、特定都市河川の指定拡大、内水対策、避難対策の強化等、ハード・ソフトの取組の強化とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策、防災・減災対策を強力に進める DX、カーボンニュートラルの推進に資する GX、水辺空間の良好な環境の創出等による地域活性化の取組を総合的に推進する。

- ・流域治水の本格的実践 「継続と深化」
- ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化する DX の推進
- ・ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じた GX の推進
- ・水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進

予算の規模

○一般会計予算 10,188 億円

一般公共事業費	9,710 億円
うち、河川関係 7,374 億円、砂防関係 1,393 億円、海岸関係 170 億円、下水道関係 773 億円	
災害復旧関係費	479 億円

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 50 億円

予算の内訳

○一般会計予算(国費)

単位：億円

事 項	令和5年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,710	9,517	1.02
治 山 治 水	8,688	8,654	1.00
治 水	8,518	8,484	1.00
海 岸	170	170	1.00
住宅都市環境整備	249	249	1.00
都市水環境整備	249	249	1.00
下 水 道	773	614	1.26
災害復旧関係費	<529> 479	<527> 505	1.00 0.95
合 計	10,188	10,021	1.02

- 上記計数には、
 - デジタル庁一括計上分を含まない。
 - 個別補助化に伴う増分 182 億円を含む。
- <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費 9 億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金 5,492 億円、防災・安全交付金 8,313 億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和5年度	前 年 度	対前年度 倍 率
治水	0.02	0.00	-
災害復旧関係費	50	41	1.22
合 計	50	41	1.22

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興) 116 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

治水事業等関係費・下水道事業関係費

1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」 [5,950億円]

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大し、流域一体となった取組を実施。

2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

[2,304億円]

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現。

3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進 [74億円]

3日程度先の水位予測情報の提供等による洪水予測の高度化などの情報分野での流域治水の取組を加速するとともに、デジタル技術の活用・新技術の導入等による施設の整備・管理や、流域情報等のオープンデータの拡充、サイバー空間上の実証実験基盤の整備等、イノベーションを促進する取組を推進。

4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進 [81億円]

国際的な脱炭素化及び気候変動への適応を促進するため、ダム運用の高度化等により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる取組であるハイブリッドダムや、下水道事業者による創エネ施設の導入の支援を図る等、インフラ分野におけるGXを推進。

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進 [93億円]

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進。

(注)この他に工事諸費等がある。

※上記以外に、災害復旧関係費479億円、行政経費9億円、東日本大震災からの治水関係費0.02億円、復旧関係費50億円、工事諸費等があるほか省全体で社会資本整備総合交付金5,492億円、防災・安全交付金8,313億円、社会資本総合整備(復興)116億円がある。

新規事項等

●新規事項

【流域治水の本格的実践「継続と深化」】

＜流域治水関連法による流域治水の実践＞

➤ 流域水害対策計画作成事業の創設※(個別補助事業)

特定都市河川の指定拡大を目指し、河川管理者と地方公共団体等の共同による流域水害対策計画の策定を支援するため、令和5年度から5年間の時限措置として、計画策定において都道府県が行う調査・検討費用の支援を追加。

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

＜特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進＞

➤ 特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充(個別補助事業)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減への協力を促すため、地方公共団体による同区域内に浸入した水の貯留後の早期排水を目的とした排水施設の整備を補助対象に追加。

➤ 総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業の拡充(直轄事業・社会資本整備総合交付金)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減において、河川と連続した生物の生息・生育・繁殖環境の再生・創出のため、河川管理者による耕作放棄地や用水路における土砂掘削等の環境改善が可能となるよう、総合水系環境整備事業と統合河川環境整備事業を拡充。

＜特定都市河川流域における下水道による浸水対策の強化＞

➤ 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

下水道管理者等によるハード整備とソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」の対象エリアに特定都市河川流域を追加するとともに、同流域における雨水貯留浸透施設の整備に関する交付対象を拡大。

＜浸水防止用設備・浸水被害軽減地区に係る税制特例措置の延長＞

➤ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置

浸水の拡大を抑制する盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当

該土地に係る固定資産税等について、地権者へのインセンティブを高めるため、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準:2/3)とする措置を、3年間延長。

➤ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税について、浸水防止用設備の設置を促進するため、最初の5年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準:2/3)とする措置を、3年間延長。

＜災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去＞

➤ 災害復旧制度の拡充(災害復旧事業(直轄・補助))

遊水地へ湛水し、かつ一定規模の土砂等の堆積量が認められ、遊水地の洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合に、災害復旧により、遊水地内の土砂等を、一貫して、集中的かつ迅速に撤去可能とするため、災害復旧事業を拡充。

＜防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進＞

➤ まちづくり連携砂防等事業の拡充(個別補助事業)

土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な策定や、移転等によるリスク回避を促進しつつ、まちづくり連携砂防等事業を拡充し、居住誘導区域に加え地域生活拠点にまで事業対象区域を拡大するとともに、急傾斜地崩壊対策事業のかけ高の要件を10m以上から5m以上に拡充。

＜下水道事業における災害対策等の推進＞

➤ 下水道総合地震対策事業の延伸・拡充(社会資本整備総合交付金)

被災時の公衆衛生やトイレ機能の確保に向けて耐震化を推進するため、下水道総合地震対策事業を5年間延伸するとともに、帰宅困難者の一時滞在施設に係る下水管渠の耐震化の交付対象への追加や、マンホールトイレに関する交付対象を拡大するなど、同事業を拡充。

➤ 下水道広域的災害対応支援事業の創設(個別補助事業)

大規模災害による下水道施設の被害からの早期復旧のため、自治体の枠を超えた広域的な支援を目的とした都道府県等による下水処理機能の確保に必要な施設整備等を支援する「下水道広域的災害対応支援事業」を創設。

【ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進】

＜グリーンイノベーション下水道の実現に向けた取組＞

➤ 下水道温室効果ガス削減推進事業の創設(社会資本整備総合交付金)

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な温室効果ガスの削減のための検討・調査や、施設の運転方法の変更のために必要な計測機器・制御装置の設置を支援する下水道温室効果ガス削減推進事業を創設。

【水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進】

＜民間主体の河川空間マネジメントの導入＞

➤ 統合河川環境整備事業の拡充(社会資本整備総合交付金)

賑わいある河川空間の創出及び河川管理の効率化の実現に向けて、民間事業者と連携した水辺整備を推進するため、民間連携を図る事業について、支援対象とする事業の考え方を明確化するとともに総事業費の下限值要件設定を撤廃。

●その他

➤ 特定都市河川指定促進のためのロードマップの公表

流域治水関連法に基づき、特定都市河川の指定を全国に拡大するため、全国の一級・二級水系を対象に指定候補河川と流域水害対策計画策定のロードマップを公表。

➤ 土砂災害防止法に基づく移転勧告の運用改善

土砂災害リスクの高い地域からの移転を促進しつつ、まちづくりを行う上で土砂災害対策が不可欠な地域における重点的な対策を推進するため、移転勧告の運用を改善。

➤ 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト、下水道事業調査費)

下水汚泥資源の肥料利用の推進に向けて、発酵熱を利用した効率的なコンポスト化技術を実規模施設にて実証する下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)を実施。

●新規事業

(1) 雨竜川^{うりゅうがわ}ダム再生事業

雨竜第1、第2ダムの容量振替、雨竜第2ダムの嵩上げによる治水機能の確保を行う雨竜川ダム再生事業を建設段階へ移行。

(2) 筑後川^{ちくごがわ}水系ダム群連携事業

筑後川本川から支川佐田川に導水する施設を新たに整備し既設ダム群を有効活用することで流水の正常な機能の維持を図る筑後川水系ダム群連携事業を建設段階へ移行。

(3) 寺内^{てらうち}ダム再生事業

寺内ダムの洪水時最高水位の見直し及び容量振替による治水機能の増強を行う寺内ダム再生事業に水資源機構が実施する事業として新規着手(建設段階)。